

家畜伝染病の発生時における緊急輸送業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、鹿児島県内において家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「発生時」という。）において、鹿児島県（以下「甲」という。）が実施する緊急防疫業務に係る防疫資材の輸送業務（以下「輸送」という。）に関して、甲が社団法人鹿児島県トラック協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定の対象となる家畜伝染病は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び豚コレラとする。

(所要の手続き)

第3条 甲は、輸送の要請にあたっては、輸送に必要な事項を文書（別記様式1）で乙に要請するものとする。ただし、乙に対して要請することができない場合で、緊急の必要があると認められるときは、直接、乙の会員（以下「丙」という。）に協力を要請することができる。

2 文書をもって要請する時間がないときは電話等により要請することができる。この場合において、甲は後に前記の文書を速やかに乙に提出しなければならない。

3 乙は、甲の依頼に基づき輸送を行うものとし、輸送業務受託後必要に応じ契約を締結するものとする。

(輸送業務の内容)

第4条 この協定に基づく輸送業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が実施する緊急防疫業務に必要な防疫資材の輸送
- (2) その他、甲が緊急に必要と認める資材の輸送

(費用の負担)

第5条 乙が前条に掲げる輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては鹿児島県農政部畜産課、乙においては社団法人鹿児島県トラック協会事務局とする。

(会員名簿の提供)

第7条 乙は、本協定に係る丙の名簿を文書（別記様式2）により毎年1回甲に提供するものとし、会員に異動があった場合は、その都度、甲に報告するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかからの書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成23年5月18日

甲 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 伊藤 祐一郎



乙 鹿児島市谷山港2丁目4番15号
社団法人 鹿児島県トラック協会
会長 外菌 輝蔵

